

# 就業促進に向けた取組みについて

平成27年12月7日  
塩崎臨時議員提出資料

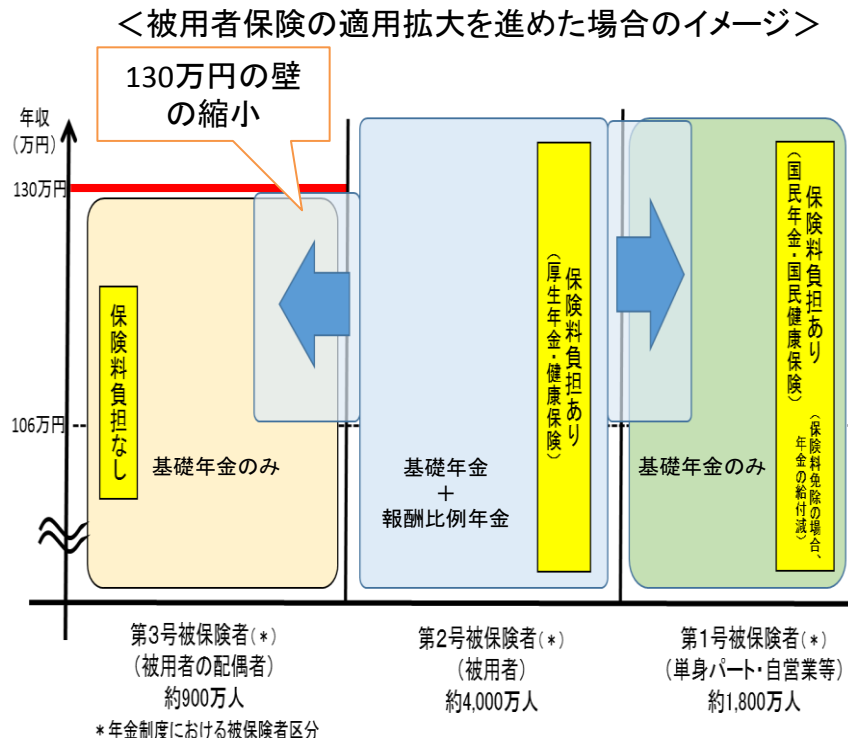
# 「130万円の壁」と被用者保険の適用拡大

## いわゆる「130万円の壁」についての問題意識

- 現状では、年収が被扶養認定基準(130万円)を超えると、年金・医療の保険料負担が発生するが、この負担を回避するため、労働者や企業において、就業調整する傾向が見られる。
- 労働力需給が逼迫するなかで、こうした就業調整を克服し、
  - ・ 短時間労働者の労働参加の促進
  - ・ 短時間労働者の所得・年金(将来の所得)の確保を同時に達成することが必要

## 被用者保険の適用拡大の円滑な推進(「130万円の壁」の縮小)

- 短時間労働者について、将来の年金等を厚くしていくため、被用者保険の適用拡大を推進。
  - ① 平成28年10月から501人以上の企業で短時間労働者に適用拡大(平成24年に法改正)(※)
  - ② ①の施行にあわせ、500人以下の中小企業についても、労使合意に基づく適用拡大の途を開く制度的措置を講じる(要法改正)。
  - ③ ①の施行後3年以内に更に検討(法律に明記)
- これにより、本人にとって将来の年金が増えるのみならず、「130万円の壁」の縮小につながることで、被用者保険の適用拡大を円滑に進めることが重要。



※ 週20時間以上、年収106万円以上、勤務期間1年以上見込み、かつ、学生以外の者に適用

# 短時間労働者の就業促進のための対策(案)

就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対し、取組への一時的な支援を行う。



**キャリアアップ助成金を活用し、対策を実施(平成28年10月～平成31年度)** ※一部平成28年4月からの措置

- 被用者保険の適用に際して、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて労働時間延長を行った事業主に対して、賃金引上げ幅や労働時間延長幅に応じて、段階的に助成
  - ⇒ 短時間労働者の収入は確実に上昇+将来の年金の増額
- 賃金引上げと労働時間延長の双方を行った事業主には、1事業所あたり最大600万円助成
  - ⇒ 例えば、毎日1時間(週5時間)労働時間延長を行った場合や、賃金3%引上げ+週4時間労働時間延長を行った場合には、短時間労働者の手取りは被用者保険加入後も増加
- 対象人数:20万人程度(のべ)(※対象人数については、対策期間の総計)

<対策の内容>

\*いずれの措置も1事業所あたり最大300万円まで

- ① 賃金の引上げ(最低賃金引上げ分を含まず)を行う事業主への支援
  - ・ 賃金テーブルを改定し、短時間労働者の賃金を2%以上増額させた事業主(平成28年4月からの措置)  
(助成額)1事業所あたり人数と対象範囲に応じて5万円～300万円(大企業3/4程度)
  - ・ 積極的に適用拡大を行う中小企業(※)において、被用者保険適用となる短時間労働者等について、賃金を増額した事業主  
※ 中小企業が適用拡大できるよう、法改正することが前提(平成28年10月から平成31年度までの措置)  
(助成額)賃上げ3%以上:1人当たり2万円(大企業1.5万円)～賃上げ14%以上:1人当たり10万円(大企業7.5万円)
- ② 労働時間延長を行う事業主への支援
  - ・ 週労働時間を5時間以上延長し被用者保険適用した事業主(平成28年4月から平成31年度までの措置)  
(助成額)1人当たり20万円(大企業15万円)
  - ・ 上記賃金の引上げとあわせ処遇改善に積極的に取り組んだ事業主(平成28年10月から平成31年度までの措置)  
(助成額)1時間以上延長:1人当たり4万円(大企業3万円)～4時間以上延長:1人当たり16万円(大企業12万円)

①と②は併用可

2

# 短時間労働者の就業促進のイメージ

(事業主への助成)



助成額22万円

助成額20万円

助成額18万円

助成額16万円

(短時間労働者)



①賃金引上げ(3%)  
+  
労働時間延長(5時間)  
により被用者保険適用

①時給1,030円、週25時間  
で働く短時間労働者(年収133.9万円)  
↓ 社会保険料19.4万円  
＜手取り＞114.5万円  
＜被用者保険適用＞あり(基礎+報酬比例年金)

②労働時間延長(5時間)  
により被用者保険適用

②時給1,000円、週25時間  
で働く短時間労働者(年収130万円)  
↓ 社会保険料19.4万円  
＜手取り＞110.6万円  
＜被用者保険適用＞あり(基礎+報酬比例年金)

③賃金引上げ(3%)  
+  
労働時間延長(4時間)  
により被用者保険適用

③時給1,030円、週24時間  
で働く短時間労働者(年収128.5万円)  
↓ 社会保険料19.4万円  
＜手取り＞109.1万円  
＜被用者保険適用＞あり(基礎+報酬比例年金)

④賃金引上げ(5%)  
+  
労働時間延長(3時間)  
により被用者保険適用

④時給1,050円、週23時間  
で働く短時間労働者(年収125.6万円)  
↓ 社会保険料18.4万円  
＜手取り＞107.2万円  
＜被用者保険適用＞あり(基礎+報酬比例年金)

(例)  
時給1,000円、  
週20時間  
で働く短時間労働者  
(年収104万円)



＜手取り＞  
104万円  
＜被用者保険適用＞  
なし(基礎年金のみ)

※第3号被保険者のケース  
※手取りは年金保険料と医療保険料  
の控除後の金額で、税引き前。